

## 事前相談に関する重要なお知らせ

日ごろから、当機構をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、多くの事前相談をいただき、審査に時間を要している状況です。

このため、令和 7 年 3 月中に確認済証の交付を希望される物件の事前相談の受付につきましては、下記の日付をもって停止することといたしました。

なお、4 月 1 日施行の改正建築基準法及び改正建築物省エネ法に基づく事前相談の受付開始につきましては、後日、お知らせいたします。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1) 消防同意が必要な事前相談

新規の事前相談の受付期限 令和 7 年 3 月 5 日（水）

#### 2) 上記以外の事前相談

新規の事前相談の受付期限 令和 7 年 3 月 1 0 日（月）

令和 7 年 3 月 5 日

（公財）佐賀県建設技術支援機構  
建築確認事務所